

阿賀野市告示第 1 9 5 号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 1 月 1 6 日

阿賀野市長 田 中 清 善

- 1 供用開始の路線及び区間
- 2 供 用 開 始 の 期 日

別紙のとおり

令和 4 年 1 1 月 1 6 日

別 紙

供用開始

路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
岡山市土橋線	岡山市 1156 番 16 地先	百津字家ノ浦 168 番 6 地先	1,473.2	9.0～ 16.0	